川越市農業経営構造高度化等促進事業実施要領

昭和５３年１０月　７日決　　裁

平成　９年　９月　９日全部改正

平成１６年　４月２０日一部改正

令和　５年　６月２８日一部改正

第１　趣旨

この要領は、本市における農業経営構造の高度化及びスマート農業の導入による農作業の効率化及び収量の向上を図る取組を推進するため、川越市農業経営構造高度化等促進事業（以下「事業」という。）を実施することについて必要な事項を定めるものとする。

第２　事業内容等

事業内容、補助対象経費、事業実施主体等は別表に定めるとおりとする。

第３　事業の実施

１　要望の提出

事業を実施しようとする者（以下「事業実施予定者」という。）は、様式第１号により、市長へ要望書を提出するものとする。要望書の提出については、原則一会計年度につき１団体あたり１回とする。ただし、当該年度中に川越市農業経営構造高度化等促進事業交付要綱第５条に規定する交付決定を受けていない者を除く。

２　予算の配分

市長は、別記により要望書ごとのポイントを算出し、予算配分を行い、その結果を様式第２－１号により事業実施予定者へ通知するものとする。

要望を不採択とする場合は、様式２－２号により事業実施予定者へ通知するものとする。

３　事業実施計画の提出

２により予算配分の通知を受けた事業実施予定者（以下「事業実施主体」という。）は、同通知で配分された予算の範囲内で、様式第３号により事業実施計画を市長に提出するものとする。

なお、事業実施計画書の内容が要望書の内容と一致しない場合、市長は２による予算配分を取消しすることができるものとする。

４　事業計画の承認

市長は、３により提出された事業実施計画について、内容を審査し、適当と認められる場合は、これを承認し、様式第４号により事業実施主体に通知するものとする。

５　事業計画の変更

事業実施主体は、事業の内容について、別表に掲げる重要変更を行おうとする場合は、３及び４に準じて市長の承認を受けるものとする。

第４　助成

市長は、予算の範囲内において、第３の規定により承認を受けた者に対し、第２に規定する事業に要する経費につき、別に定めるところにより補助するものとする。

第５　報告

市長は、必要に応じ、事業実施主体に対し、農作業の効率化等に係る事業成果について、報告を求めることができる。

報告を求められた事業実施主体は、様式第５号により、市長に報告しなければならない。

第６　その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要領は、平成１６年４月２０日から施行する。

附　則

この要領は、令和５年６月２８日から施行する。